奈良県立医科大学附属病院長職務規程

第１条　この規程は、奈良県立医科大学附属病院長の職務に関し、必要な事項を定める。

（職務権限）

第２条　附属病院長は、次の各号に定める職務を行う。

(1)　病院の経営に関すること

(2)　病院の管理運営に関すること

(3)　病院の人事に関し、理事長に上申すること

(4)　病院職員の資質向上のために必要な研修に関すること

２　附属病院長は、病院における全ての業務を総括し、その責任を有する。

（業務報告）

第３条　附属病院長は、理事長に病院業務の状況を定期的に報告する。

（職務代行）

第４条　附属病院長が不在又は事故あるときは、附属病院長が指名する病院長補佐又は副院長がその職務を代行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和８年４月１日）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。